

justax

No.35

JUN'96

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

離婚した傷心の妻へ国が追打ち

離婚に伴う心の傷は、財産分与や慰謝料の支払を受けたとしても癒やすことは難しいものですが、分与者が滞納した場合には、さらに国が傷口を深めることもあります。国税徴収法39条の無償又は著しい低額の譲受人等への第二次納税義務による納税の告知処分につき、不相当に過大な部分の金額の判断を示して、その一部を取り消した判決が注目されています（平成7年3月30日判決）。

◎審査請求人Xとその夫であった滞納者Aとは、昭和45年5月に婚姻の届出をし、子4人をもうけた後、同55年10月いったん離婚し、同60年秋に復縁、同63年7月13日調停離婚が成立しました。

◎調停では、夫婦共同財産の清算的財産分与として不動産を譲渡することと、慰謝料として60,000,000円を支払うことが定められました。その他の扶養料・養育費・監護費用に関する記載はありません。同年7月26日付で、上記調停事項の財産分与を原因として134,344,915円の不動産の所有権移転登記が行われ、7月28日には、慰謝料の60,000,000円から弁護士費用4,000,000円を差し引いた56,000,000円が請求人の預金口座に振り込まれ、8月9日離婚の届出が終わりました。

ところが滞納者は、昭和61年と62年分の所得税法違反の嫌疑で同年3月22日以降、査察調査を受けており、翌平成元年9月5日に懲役10月、罰金30,000,000円の判決を受け、この罰金を完納することができなかったため、服役後労務場に留置され、出所後の行方は分からなくなっています。

◎国税徴収法39条は、滞納者の国税につき滞納処分を行ってもなお徴収すべき金額に不足する場合において、滞納国税の法定納期限の1年前の日以後に滞納者がその財産を無償又は低額譲渡したときは、そ

の利益を受けた者は、受けた利益を限度として第二次納税義務を負う旨を規定しています。

◎不服審判所は、請求人は45歳で病身、子が4人であつ、有責配偶者からの給付ということを考慮した上で、離婚調停当時、夫であった滞納者Aは201,458,153円の財産を所有しており、その66%に当たる上記不動産の給付には、財産分与として不相当に過大な部分はないと判断しています。

次に、慰謝料60,000,000円の金員の給付に関しては、不動産を給付した後の残りの財産67,113,238円の2分の1に当たる33,556,619円までの金額は不相当に過大と認めることはできないが、これを超える26,443,381円は過大であるという判断を示しました。

この判決は、離婚に伴う財産分与の額が過大であるとして贈与と認定したわけではありません。夫であった滞納者の国税について、その法定納期限の1年前の日以後になされた給付につき、徴収権の問題として国税徴収法上の第二次納税義務の履行を求めた事例です。しかし、離婚に伴う財産分与と慰謝料、監護費用の分担等についての細かい判断は実務の参考になるとおもわれます。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)